

普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価について

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「りん酸マグネシウムアンモニウム」を公定規格として定める。

○ 経緯

近年、し尿や下水汚泥に含まれるりん等を回収し、肥料利用する取組が一部の自治体の下水処理施設等で行われている。この中で、MAP 法を用いた「りん酸マグネシウムアンモニウム」については、窒素を 4%、りん酸を 25%程度、苦土を 15%程度それぞれ含有していることから、有用な肥料となり得るものである。

現行制度においては、りん酸マグネシウムアンモニウムは、下水消化液に化学的操作を加え、りん化合物を回収したものであることから、普通肥料の化成肥料に該当することとしている。

今般、農林水産省としては、下水からのりん回収物であるりん酸マグネシウムアンモニウム等について、肥料としての利用を促進していく方針であるため、その成分量や有害成分の含有量の調査（全国の 4 処理場で各々年 4 回）を行った。この結果、成分量は年間通して一定であること、有害成分の含有量も既存の化成肥料の基準値を超過したものは見られなかったこと、肥効試験において、十分な肥料効果があると認められること、植害試験においても植物に対する害が見られなかったことが判明した。また、りん酸マグネシウムアンモニウムは純度の高い単体の化合物であり、多種多様な化合物等の混合物である化成肥料とは別の独立した規格とすることが適当であることも判明した。

以上のことから、複合肥料に「りん酸マグネシウムアンモニウム」の規格を新設するための公定規格の一部改正を行うこととする。なお、含有を許される有害成分の最大量については、化成肥料において含有を許される有害成分のうち、生産工程から判断して含まれないことが明らかであるものを除き、化成肥料と同一の値を設定することとした。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の手続を進めることとする。